

平成29年7月6日 関東運輸局法令試験問題

(特定指定地域・東京都特別区武三交通圏、京浜交通圏)

- (注意事項) 1 本試験問題については、特段の指示がない限り、平成29年1月1日現在で施行されている法令に基づくものとする。
- 2 本試験問題中「個人タクシー事業」とあるのは、「一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシー)」とする。
- 3 本試験問題中「事業者」とあるのは、「一般乗用旅客自動車運送事業者(1人1車制個人タクシー)」とする。
- 4 本試験問題中「タクシー」とあるのは、タクシー業務適正化特別措置法の問題を除き、「一般乗用旅客自動車運送事業用自動車」とする。

I 次の1から40までの文章で正しいものには○印を、誤っているものには×印を解答欄に記入しなさい。

1. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に当該事業者の氏名又は名称を掲示する必要はありません。
2. タクシー業務適正化特別措置法の規定に基づく特定指定地域内の事業者が、適正化事業実施機関(東京地域は公益財団法人東京タクシーセンター、横浜地域は一般財団法人神奈川タクシーセンター)に納付する負担金は、タクシー運転者の道路運送法に違反する行為の防止及び是正を図るための指導並びにタクシー事業の利用者からの苦情の処理等適正化業務の実施に係る費用に充てられます。
3. 事業者は、その名義を他人に当該事業のために利用させることも貸し渡すこともできません。
4. タクシーに備え付ける地図は、少なくとも営業区域内の一定の事項が明示された地図であって、地方運輸局長の指定する規格に適合するものと定められています。
5. 道路運送車両法の規定では、自動車の装置が、保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合していなくても、その自動車は運行の用に供することができます。
6. 道路運送法の一般乗用旅客自動車運送事業は、一個の契約により国土交通省令で定める乗車定員未滿の自動車を貸し切って旅客を運送する事業をいいます。

7. 休憩又は仮眠した場合は、その地点及び日時を乗務記録に記録しなければなりません。
8. 事業者は、旅客自動車運送事業等報告規則の規定により「事業報告書」を毎事業年度の経過後100日以内に、「輸送実績報告書」を毎年5月31日までに提出しなければなりません。
9. 事業者は、運賃又は料金を収受した場合であって旅客の求めがあったときは、収受した運賃又は料金の額を記載した領収証を発行しなければなりません。
10. 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、道路運送車両法の規定による日常点検をし、又はその確認をしなければなりません。
11. 道路運送法には運送の引受義務が規定されていますが、事業者は認可を受けている運送約款によらない運送の申込みを受けた場合であっても、当該運送の引受けを拒絶することができません。
12. 道路運送車両法において、事業者は、事業用自動車の自動車検査証の写しを営業所に掲示する義務があります。
13. タクシー業務適正化特別措置法の指定地域内の事業者は、当該事業用自動車の両側面に「個人」又は事業者が所属する団体の名称を表示しなければなりません。
14. 事業者の運送約款には、運送の引受けに関する事項を定める必要はありません。
15. 旅客自動車運送事業運輸規則は、輸送の安全を図ることを目的の一つとしています。
16. 時間制運賃は、営業所（無線基地局を含みます。）において時間制運賃によるあらかじめの特約がある場合に適用します。
17. 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から1年を経過した者であれば、個人タクシー事業の許可を受けることができます。
18. 乗車する時には気が付かない場合であっても、運送の途中に旅客が危険物（旅客自動車運送事業運輸規則で規定されているもの）を携帯していることが判明したときは、その時点で当該旅客に対し運送の継続を拒絶することができます。

19. タクシー業務適正化特別措置法の「指定地域」とは、タクシーによる運送の引受けが専ら営業所以外の場所において行われており、かつ、道路運送法第27条第1項の規定に違反する適切な勤務時間又は乗務時間によらない勤務又は乗務、同法第13条の規定に違反する運送の引受けの拒絶その他の輸送の安全及び利用者の利便を確保することが困難となるおそれがある行為の状況に照らして、タクシー事業の業務の適正化を図る必要があると認められる地域で、国土交通大臣が告示で定める地域をいいます。
20. タクシーの点検整備記録簿の保存期間は、その記載の日から2年間と定められています。
21. 事業者が、一個の契約により営業区域外から旅客2名を乗車させ、運送途中、営業区域外で旅客1名が下車しその後残った旅客を営業区域内まで運送したが、この行為は道路運送法違反になります。
22. 事業の廃止をしようとするときは、道路運送法に規定する手続きが必要ですが、この際、提出する届出書には「廃止する理由」を記載する必要はありません。
23. 事業者は、交付を受けている個人タクシー事業者乗務証の記載事項に変更があったとしても、直ちにその訂正を受ける必要はありません。
24. 旅客自動車運送事業者は、旅客の運送中に天災その他の事故により当該旅客に死傷者のあるときは、すみやかに応急手当をした場合、保護する必要はありません。
25. 一般乗用旅客自動車運送事業の標準運送約款には、運賃及び料金の収受に関し、旅客が乗車する際にその支払いを求めることが規定されています。
26. 事業者が道路運送法に違反した場合、許可を取り消されることがあります。
27. 旅客自動車運送事業者は、安全、確実かつ迅速に運輸を遂行するように努めなければなりません。
28. 個人タクシー事業の譲渡及び譲受が終了した場合、その旨を届け出る必要があります。
29. 事業者が、タクシーに自ら乗務するときは、旅客の運送を目的としない場合であっても、個人タクシー事業者乗務証を当該タクシーに表示しなければなりません。

30. タクシーについては、旅客の運送を目的としない場合であっても、年齢、運転の経歴その他政令に定める要件を備えた者でなければ運転することはできません。
31. 事業者は、休止している事業を再開した場合は、遅滞なく届け出なければなりません。
32. 行き先を告げることができない泥酔者であって、他の旅客の迷惑となるおそれのある者に対しては、運送の引受けを拒絶することができます。
33. 個人タクシー事業の輸送実績報告書に記入する「輸送人員」は、前年4月1日から3月31日の1年間に乗車した人数の合計を記入します。
34. 時間距離併用制運賃は、一定速度以下の走行速度になった場合の運送に要した時間を加算距離に換算し、距離制メーターに併算します。
35. 事業者が、運賃及び料金をクレジットカードにより精算しようとするときは、道路運送法に規定する手続きが必要です。
36. 事業者は、タクシーを運転中に自動車転落事故を引き起こした場合であっても、死者又は重傷者が生じていなければ自動車事故報告書を提出する必要はありません。
37. 自動車の使用の本拠の位置の変更の場合、道路運送車両法の規定に基づく移転登録の申請をしなければなりません。
38. 事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合、一定の事項を記録し、当該記録を事業用自動車に保存しておかなければなりません。
39. 事業者は、原則として、タクシーに応急修理のために必要な器具及び部品を備えなければ、当該タクシーを旅客の運送の用に供することはできません。
40. 個人タクシー事業の許可期限の更新申請書には、自動車安全運転センターが発行する運転記録証明書を添付すれば自動車運転免許証の写しの添付の必要はありません。

Ⅱ 次の条文の４１から４５までの（ ）内に入る正しい字句を下欄から選び、その記号を解答欄に記入しなさい。

（旅客自動車運送事業運輸規則）

第四十五条 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車につき、点検整備、整備管理者の選任及び検査に関する道路運送車両法の規定に従うほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 事業用自動車の構造及び（４１）並びに運行する道路の状況、走行距離等の使用の（４２）を考慮して、定期に行う点検の（４３）を作成し、これに基づいて点検し、必要な（４４）をすること。
- 二 前号の点検及び（４４）をしたときは、道路運送車両法第四十九条の規定に準じて、点検及び（４４）に関する（４５）に記載し、これを保存すること。

ア 記録簿	イ 管理	ウ 日報	エ 環境
オ 装置	カ 機能	キ 整備	ク 計画
ケ 条件	コ 基準		

氏名 _____

平成29年7月6日実施 関東運輸局
(特定指定地域・東京都特別区武三交通圏、京浜交通圏) 法令試験問題
解答用紙

I

1		2		3		4		5	
6		7		8		9		10	
11		12		13		14		15	
16		17		18		19		20	
21		22		23		24		25	
26		27		28		29		30	
31		32		33		34		35	
36		37		38		39		40	

II

41		42		43		44		45	
----	--	----	--	----	--	----	--	----	--

平成29年7月6日実施 関東運輸局

(特定指定地域・東京都特別区武三交通圏、京浜交通圏) 法令試験問題模範解答

※ この模範解答は運輸局が公式に発表したものではなく、日個連東京都営業協同組合組織維持対策室にて判断・作成したものです。運輸局の見解とは異なる場合もあり得ますので、予めご了承下さい。

I

1	×	2	○	3	○	4	○	5	×
6	○	7	○	8	○	9	○	10	○
11	×	12	×	13	×	14	×	15	○
16	○	17	×	18	○	19	○	20	×
21	×	22	×	23	×	24	×	25	×
26	○	27	○	28	○	29	×	30	×
31	○	32	○	33	○	34	○	35	×
36	×	37	×	38	×	39	○	40	×

II

41	オ	42	ケ	43	コ	44	キ	45	ア
----	---	----	---	----	---	----	---	----	---